

VI 資料

- 1 関係諸機関連絡先一覧
- 2 緊急連絡時の方法
- 3 避難所運営規約
- 4 救急法
- 5 リラクゼーション
- 6 心とからだのチェックリスト
- 7 危機発生時の健康観察様式(例)
- 8 教職員のセルフケア
- 9 学校防災マニュアル作成ガイド(抜粋)

1 関係諸機関連絡先一覧

(1) 宮城県教育行政機関等

NO	行政機関名	電話番号
1	総務課（広報調整班）	(022) 211-3614 防無 7-220-8-3614
2	スポーツ健康課（学校安全体育班）	(022) 211-3667 防無 7-220-8-3667
	スポーツ健康課（学校保健給食班）	(022) 211-3666
3	義務教育課（指導班）	(022) 211-3643 防無 7-220-8-3643
4	特別支援教育室（教育指導班）	(022) 211-3647 防無 7-220-8-3647
5	高校教育課（学校経営・生徒指導班）	(022) 211-3626 防無 7-220-8-3626
6	施設整備課（市町村施設班）	(022) 211-3352 防無 7-220-8-3352
	施設整備課（県立施設班）	(022) 211-3353
7	大河原教育事務所（教育班）	(0224) 53-3926（直） 防無 7-221-569
8	仙台教育事務所（教育班）	(022) 275-9256（直） 防無 7-222-2512
9	北部教育事務所（指導班）	(0229) 91-0738（直） 防無 7-223-585
10	北部教育事務所栗原地域事務所 （教育班）	(0228) 22-2139（直） 防無 7-224-267
11	東部教育事務所（指導班）	(0225) 95-7096（直） 防無 7-226-578
12	東部教育事務所登米地域事務所 （教育班）	(0220) 22-2784（直） 防無 7-225-663
13	気仙沼教育事務所（教育班）	(0226) 24-2572（直） 防無 7-227-509

(2) 市町村教育委員会・防災担当課

NO	市町村・担当課	電話番号
1	仙台市 教育局学校教育部教育指導課 危機管理課	(022) 214-0009
		(022) 214-8519
2	白石市 教育委員会 学校管理課 危機管理課	(0224) 22-1342
		(0224) 22-1452

3	角田市	教育委員会 教育総務課 総務部防災安全課	(0224) 63-0130 (0224) 63-2123
4	蔵王町	教育委員会 教育総務課 総務課	(0224) 33-3008 (0224) 33-2211(内 227)
5	七ヶ宿町	教育委員会 総務課	(0224) 37-2112 (0224) 37-2111
6	大河原町	教育委員会 教育総務課 総務課	(0224) 53-2742 (0224) 53-2111
7	村田町	教育委員会 教育総務課 総務課	(0224) 83-2037 (0224) 83-2111
8	柴田町	教育委員会 教育総務課 総務課	(0224) 55-2134 (0224) 55-2111
9	川崎町	教育委員会 学務課 総務課	(0224) 84-2111 (0224) 84-2111
10	丸森町	教育委員会 学校教育課 総務課	(0224) 72-3035 (0224) 72-3020
11	塩竈市	教育委員会 学校教育課 市民安全課	(022) 365-3216 (022) 355-6491
12	名取市	教育委員会 学校教育課 防災安全課	(022) 384-2111 (022) 724-7166
13	多賀城市	教育委員会 学校教育課 総務部交通防災課	(022) 368-1141 (022) 368-1141(内 273)
14	岩沼市	教育委員会 学校教育課 総務部防災課	(0223) 22-1111 (0223) 22-1111(内 542)
15	富谷市	教育委員会 学校教育課 総務部防災安全課	(022) 358-0521 (022) 358-3180
16	亘理町	教育委員会 学務課 総務課	(0223) 34-0509 (0223) 34-1111
17	山元町	教育委員会 学務課 総務課	(0223) 37-5115 (0223) 37-1111
18	松島町	教育委員会 教育課 総務課	(022) 354-5713 (022) 354-5782
19	七ヶ浜町	教育委員会 教育総務課 防災対策室	(022) 357-7440 (022) 357-7437
20	利府町	教育委員会 教育総務課 生活安全課	(022) 767-2124 (022) 767-2174
21	大和町	教育委員会 教育総務課 総務課	(022) 345-7507 (022) 345-1112

22	大郷町	教育委員会 教育課 総務課	(022) 359-5514 (022) 359-5500
23	大衡村	教育委員会 教育学習課 総務課	(022) 341-8517 (022) 345-5111
24	大崎市	教育委員会 学校教育課 市民協働推進部防災安全課	(0229) 72-5033 (0229) 23-5144(内111)
25	色麻町	教育委員会 教育総務課 総務課	(0229) 65-2212 (0229) 65-2111
26	加美町	教育委員会 教育総務課 総務課	(0229) 69-5112 (0229) 63-5264
27	涌谷町	教育委員会 教育総務課 総務課	(0229) 43-2140 (0229) 43-2116
28	美里町	教育委員会教育総務課 防災管財課	(0229) 58-0500 (0229) 33-2142
29	栗原市	教育委員会 学校教育課 総務部危機対策課	(0228) 42-3512 (0228) 22-1149
30	石巻市	教育委員会学校安全推進課 総務部危機対策課	(0225) 95-1111(内5082) (0225) 95-1111
31	東松島市	教育委員会 学校教育課 防災課	(0225) 82-1111 (0225) 82-1111(内1162)
32	女川町	教育委員会 教育総務課 企画課	(0225) 54-3133 (0225) 54-3131
33	登米市	教育委員会 学校教育課 防災課	(0220) 34-2546 (0220) 22-2130
34	気仙沼市	教育委員会 学校教育課 危機管理課	(0226) 22-3441 (0226) 22-3402
35	南三陸町	教育委員会 教育総務課 危機管理課	(0226) 46-2604 (0226) 46-1376

(3) 心のケア等相談機関

NO	行政機関名	電話番号
1	宮城県総合教育センター(教育相談班)	(022) 784-3562 (直)
2	東部教育事務所 児童生徒の心のサポート班	(0225) 98-3341 (直)
3	教育庁義務教育課 心のケア・いじめ・不登校等対策プロジェクトチーム	(022) 211-3646 (直)

2 緊急連絡時の方法

(1) 災害用伝言ダイヤル

災害用伝言ダイヤルは、被災地エリアで使用できるサービスで、電話番号をメールボックスにして、安否などの情報を音声によって登録・確認できるサービス。

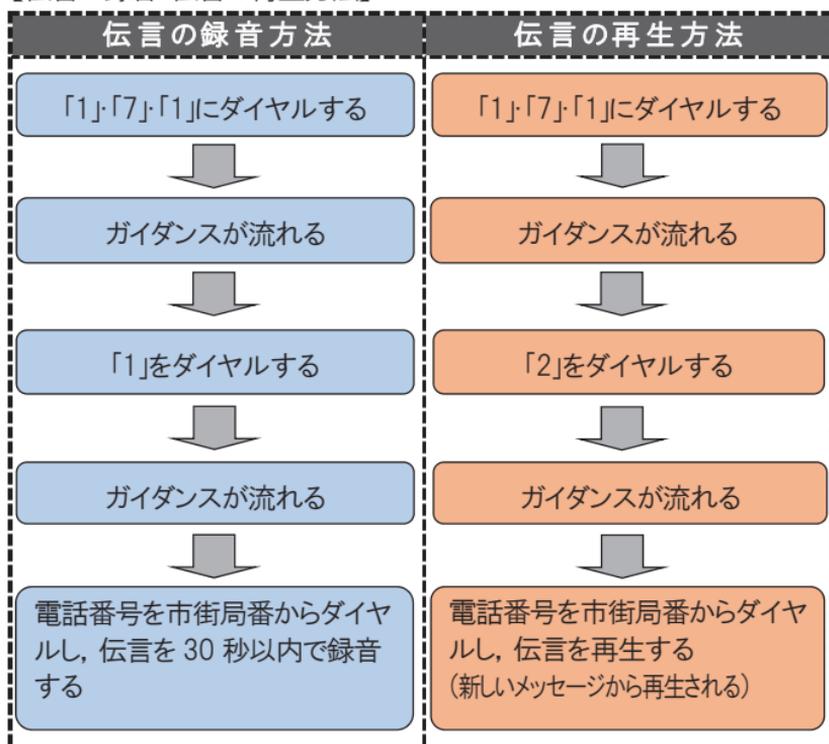
① エリアの決定

震度6弱以上の地震発生時等にテレビやラジオ等でNTTが「171(災害伝言ダイヤル)」を設置したことや、利用方法・伝達登録エリアを都道府県単位で知らされる。

② 利用方法

一般電話、公衆電話、携帯やPHSから利用できる。

【伝言の録音・伝言の再生方法】



(2) 災害用音声お届けサービス等

NTTドコモ : 「災害用音声お届けサービス」

Soft Bank : 「災害用伝言板」

au : 「災害対策アプリ」

3 避難所運営規約

避難所運営委員会運営規約（例）

【名称】

第1条 この会は、避難所運営委員会という。

【組織】

第2条 この会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 避難所運営管理者
- (2) 地域リーダー
- (3) 避難者代表
- (4) 施設管理者
- (5) 避難所補助員
- (6) その他、この会で承認された各種団体等のリーダー

【目的】

第3条 この会は、避難所のある区域内の住民が、主体的に当該避難所の管理運営に関わることにより、災害発生時における避難所の円滑な運営を図ることを目的とする。

【事業】

第4条 この会は、前条の目的を達成するため常に関係機関、避難所リーダー、避難者その他の関係者と協議の上、次の事業を行う。

- (1) 生活場所の提供に関する事
- (2) 飲料水、食料その他の生活物資の提供に関する事
- (3) トイレ等の衛生的環境の提供に関する事
- (4) 生活情報、再建情報その他の情報の提供に関する事

【役員】

第5条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 各班長 各1人

【役員職務】

第6条 会長は、議事その他の会務を総理し、この会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、事故等あった場合は職務を代理する。
- 3 班長は、会長及び副会長の指示を受けて班を総括する。

【役員任期】

第7条 役員任期は、避難所が閉鎖される日までとする。

【会議】

第8条 この会の会議(以下「会議」という。)は、会長を中心として運営するものとし、会議においては第4条に規定する事業の実施に必要な事項を協議し及び決定するものとする。

- 2 会議は定例会議とし、毎日午前〇時及び午後〇時の2回開催するものとする。
- 3 定例会議においては、班の意見、要望等を協議し、必要と認める事項を決定するものとする。

【班の設置】

第9条 避難所の円滑な運営のため、この会に次の班を置く。

- (1) 総務班 (2) 名簿班 (3) 食料班 (4) 物資班
 - (5) 救護班 (6) 衛生班 (7) 情報広報班
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、この会が必要と認めた班
- 2 前項の班には、班長1人を置く。

【班の業務】

第10条 前条第1項の規定によりこの会に置かれる班の業務は、次の表の左欄に掲げる班の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 運営委員会の事務に関する事 2 各班との連絡調整、避難所の管理及びボランティアの受入に関する事 3 総合相談窓口の設置及び避難所内の秩序維持に関する事 4 避難者の状況等の把握及び避難所の受入スペースの管理に関する事
名簿班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難者及び在宅被災者の名簿の作成及び管理に関する事 2 退所者名簿の作成及びその転出先の確認に関する事 3 名簿の整理及び集計並びに状況を避難所従事職員に報告する事
食料班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所における救援食料の配給に関する事 2 近隣の在宅被災者に対する救援食料の配給に関する事 3 食料の整理及び集計並びに状況を避難所従事職員に報告する事
物資班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所における物資の配給及び管理に関する事 2 近隣の在宅被災者に対する物資の配給に関する事 3 不足している食料の名称、数量を避難所従事職員に報告する事 4 在宅被災者のための物資窓口の設置に関する事
救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者、障害者等の要援護者に対する支援に関する事 2 けが、急病等の被災者に対する応急的な処置に関する事 3 外国人への活動支援に関する事
衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 トイレ、ごみ、防疫及びベッドに関する事 2 トイレを清潔にすること 3 避難所内の清掃及び整理整頓に関する事 4 犬、猫その他の愛玩動物の飼育に関する指導に関する事 5 避難所内の子どもの保育及び支援に関する事
情報 広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 問い合わせの電話の対応及び避難者の呼び出しに関する事 2 災害対策本部等との連携による生活情報等の提供に関する事 3 避難者に対するこの会が決定した事項の伝達に関する事

【解散】

第11条 この会は、災害発生後において当該地域のライフラインが復旧し、かつ、被災者が一定の生活を確保することが可能となったとき又は避難所の集約により当該避難所が避難所でなくなったときに解散するものとする。

【雑則】

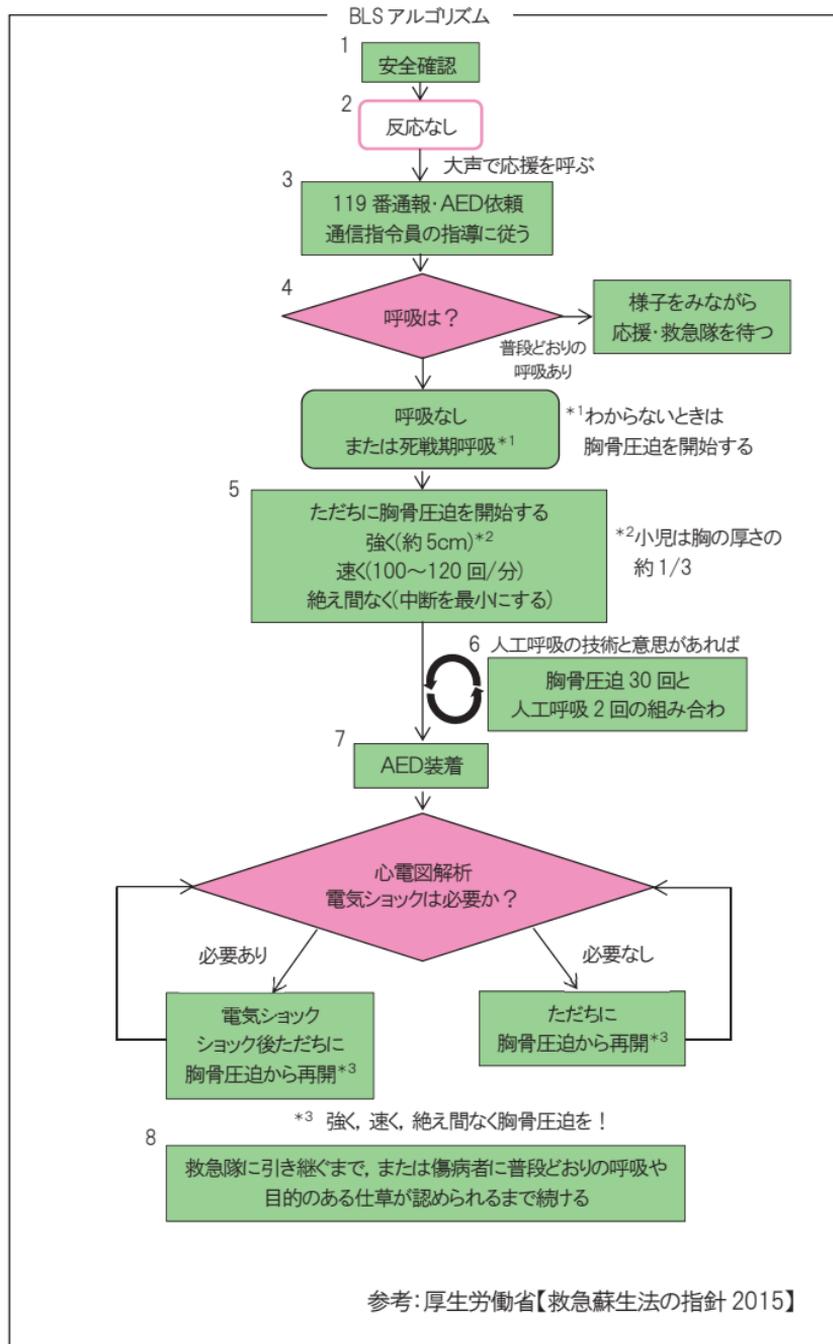
第12条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、役員の発議によりこの会が協議して決定するものとする。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

4 救急法

(1) 一次救命処置(BLS)の手順



(2) 心肺蘇生の手順



① 反応を確認する

- ・安全の確認後、傷病者の安全を確認する。
- ・傷病者の肩をやさしくたたきながら反応があるかどうかを判断する。

② 大声で叫び、応援を呼ぶ

- ・「反応なし」と判断した場合、その判断に自信が持てない場合は、心停止の可能性を考えて行動する。
- ・「誰か来てください！ 人が倒れています！」などと大声で叫び、応援を呼ぶ。

③ 119番通報とAED手配を依頼する

- ・そばに誰かがいる場合は、119番通報を依頼する。
- ・近くにAEDがあれば、持ってくるように依頼する。
- ・119番通報をする時は、落ち着いて、正確な場所と傷病者の反応等を伝える。

④ 通信司令員による口頭指導

- ・電話をとおして行うべきことを指導される。
- ・落ち着いて通信司令員の指示に従う。



⑤ 呼吸があるかどうかを観察

- ・傷病者の呼吸を観察する際には、胸と腹部の動きを見る。
- ・胸と腹部が動いていなければ呼吸が止まっていると判断し、胸骨圧迫を開始する。
- ※普段とおりの呼吸かどうかわからないときも胸骨圧迫を開始する。



⑥ 胸骨圧迫の方法

- ・胸骨の下半分に一方の手のひらを当て、その手の上にもう一方の手を重ねて置く。
- ※垂直に体重が加わるように両肘をまっすぐ伸ばし、自分の手のひらの真上に肩がくるように姿勢をとる。
- (圧迫のテンポは1分間に100～120回)

(3) 人工呼吸の手順



① 気道確保

- ・片手で傷病者の額を押さえ、もう一方の指先をあごの先端部分に当てて押し上げる。



息を吹き込む

② 口対口人工呼吸

- ・気道を確保したまま、口を大きく開いて傷病者の口を覆って密着させ息を吹き込む。
- ・鼻から漏れ出さないように、傷病者の鼻をつまむ。



- ・胸が上がるのが見てわかる程度の量を約1秒間かけて吹き込む。
- ・いったん口を離し、傷病者の息が自然に出るのを待ち、もう一度息を吹き込む。



2回目の息を吹き込む

- ※感染予防のため、手元に感染防護具がある場合は使用する。

(4) AED使用の手順



① AEDを傷病者の頭の近くに置く

・AEDが届いたら、傷病者の頭の近くに置いて準備する。

・AEDの電源を入れる。
・電源を入れたら、音声メッセージとランプに従って操作する。

② 電源パットの貼り付け位置を確認し、貼り付ける。

・貼り付け位置は、胸の右上、胸の左下側

③ 誰も傷病者に触れていないことを確認する。

・「体から離れて下さい」のメッセージとともに心電図の解析を始め、誰も傷病者に触れていないことを確認する。

④ ショックボタンを押す

・「ショックが必要です」「ショックボタンを押してください」の音声メッセージに従う。

(5) 出血の対応



ビニール手袋を着用してガーゼなどで出血部を圧迫する

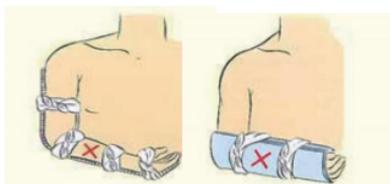


手袋の代わりにビニール袋を利用する

- ・けがなどで出血が多い場合は命の危険があり、いち早く止血することが望まれる。
- ・ガーゼ、ハンカチ、タオルなどを当てて、触接圧迫して止血を試みる。

※感染症予防のため、救済者は、ビニール手袋の着用、ビニール袋を手袋の代わりに使用し、直接血液に触れないようにする。

(6) 骨折等の対応



① 骨折の部位を確認する

- ・どこが痛いか聞く。
- ・痛がっているところを確認する。
- ・変形、出血がないか見る。

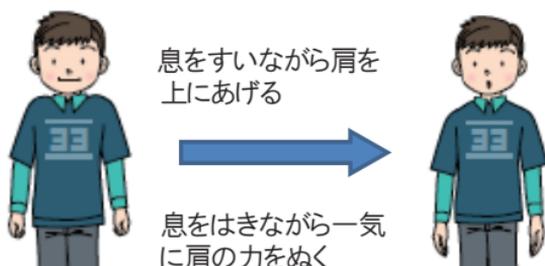


② 骨折している所を固定する

- ・協力者がいれば、骨折しているところを支えてもらう。
- ・副子を当てる。
- ・骨折部を三角巾などで固定する。
- ・変形部位を無理に元に戻さない。

5 リラクゼーション

(1) 一人のできるリラクゼーション



(2) ペアになって行うリラクゼーション

- 1 二人一組となり、一人は椅子に座り、もう一人はその後ろに立ちましょう。
- 2 後ろの人は、あたたかい気持ちを手に入れて、前のひとの肩にやさしく置きましょう。
- 3 手を置いてもらうと、肩から手の指先まで、すうっと力がぬいていきます。
- 4 前の人は、力を入れてゆっくり肩を上げましょう。
- 5 そのまま少し我慢したら後ろの人の合図でストンと力をぬきましょう。
- 6 それを3～5回くり返しましょう。
- 7 体全体が、あたたかくなり、気持ちがほっとしてきます。
- 8 後ろの人は、前の人に気づかれないようにゆっくりゆっくり手をはなしましょう。
- 9 すると前の人は、すうとしたさわやかなかんじがしてきます。
- 10 おたがいに感想を交換します。



6 心とからだのチェックリスト

(1) 小学校の例

実施日 年 月 日
 ねん ぐみ ばん ばん
 年 組 番 名まえ
 おとこ おんな
 男 ・ 女

1	2	3	4
ない	ない	ある	ある
ない			ある

「こころとからだのチェックリスト」

わたしたちのこころとからだは、とてもかなしいできごとのあとで、いろいろな変化をします。

それは、だれにでもおこることです。でも、これをそのまましておくのはよくありません。自分のこころやからだのようすを、知ることが大切です。

そこで、「こころとからだのチェックリスト」を使って、この1週間の間に変わったことがあったかみてみましょう。

* ことえかた：自分があてはまると思う番号に○をつけてください。

1	2	3	4
ない	ない	ある	ある
ない			ある

- | | | | | | |
|---|-------------------|---|---|---|---|
| 1 | しんばいでいらいらしておちつかない | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 2 | むしゃくしゃしてらんぼうになる | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 3 | すぐかっとするようになった | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 4 | よくねむれない | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 5 | あたまやおなかのいたくなる | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 6 | ちいさいおとにびっくりする | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 7 | かなしいかんじがする | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 8 | かなしかつたことのゆめをみる | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 9 | こわいことをおもいだす | 1 | 2 | 3 | 4 |

- | | | | | | |
|----|-----------------|---|---|---|---|
| 10 | かなしかつたことのおそびをする | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 11 | かんたんなことができなくなった | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 12 | すぐわすれたり、おもいだせない | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 13 | ひとりぼっちになったきがする | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 14 | じぶんのせいだとおもってしまう | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 15 | ひとがまえよりすきになった | 1 | 2 | 3 | 4 |

* 今の気持ちを書いてみましょう。絵をかいてもいいですよ。

※ 気になることがあったら、先生に相談しよう。

(2) 中学校・高等学校の例

実施日 年 月 日
 年 組 番 名
 男・女

1	2	3	4
全然あてはまらない	あまりあてはまらない	ややあてはまる	よくあてはまる

「心と身体をチェックリスト」

私たちの心と身体は、とても悲しい出来事の後では、いろいろな変化をすることがあります。皆さんだけでなく、保護者の方や他の大人の方々も同じことで、とても自然なことです。でもこれをそのままにしておくのは、よくありません。

そこで、「心と身体をチェックリスト」を使って、この1週間の間に変わったことがあったかみてみましょう。

* 回答の仕方：以下の問に対して、あなたにあてはまる番号に○をつけてください。

- | | 1 | 2 | 3 | 4 | |
|--------------------------|-----------|------------|---------|---------|--|
| | 全然あてはまらない | あまりあてはまらない | ややあてはまる | よくあてはまる | |
| 11 悲しい気分になる | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 12 そのことの夢やこわい夢を見る | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 13 不意にこわい事を思い出す | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 14 またあんなことが起こりそうで心配だ | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 15 楽しいことが楽しく思えない | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 16 勉強に集中できない | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 17 根気がない | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 18 時々、自分を傷つけたくなる | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 19 希望がもてない | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 20 自分の居場所がないように感じる | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 21 本当の自分を理解されていないように感じる | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 22 私を認めてくれる人はいないように思う | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 23 どんなにがんばっても意味がないと思う | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 24 悩みを話せる友人がいない | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 1 心配でイライラして落ち着かない | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 2 気持ちがむしゃくしゃしている | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 3 時々、ボーッとしてしまう | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 4 すぐかっとなるようになった | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 5 だれかに怒りをぶつけたい気持ちが強くなった | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 6 眠れなかったり、途中で目がさめたりしてしまう | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 7 身体がだるく感じる | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 8 腹痛や頭痛がすることが多い | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 9 ちょっとした音にびっくりする | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 10 胸がドキドキしたり、苦しくなる | 1 | 2 | 3 | 4 | |

* 今の気持ちを具体的に書いてみましょう。絵でもいいですよ。

※ 気になることがあったら、先生方に相談するようにしましょう。

出典：平成 22 年 7 月 文部科学省「子どもの心のケアのためにー災害や事件・事故発生時を中心にー」

7 危機発生時の健康観察様式（例）

年 組 氏名

記入日： 年 月 日 記入者：

調査項目	対象	日常	危機発生時			
			知的障害	自閉症	てんかん	その他の疾患・障害
児童生徒の訴え	食欲がない					
	眠れない					
	眠気が強い、うとうとする					
	体の痛み (頭が痛い、おなかが痛いなど)					
	吐き気がする					
	下痢をしている					
	皮膚がかゆい					
	家に帰りたくない					
	学校に行きたくない					
	怖いことや心配事がある					
観察される状態	落ち着きがない					
	ぼんやりすることが多い					
	イライラしている					
	元気がなく、意欲が低下している					
	ハイテンションである					
	あまり話さなくなった					
	物音に過敏になる					
	人が違ったように見えることがある					
	こだわりが強くなる					
	発作の回数が増える					
	パニックの回数が増える					
	体重減少あるいは急激な体重増加					
その他	薬の服用ができていない					
	いつもの様子と違う(記述)					

(1) 危機発生時の健康観察のポイント

- ・ 災害や事件・事故発生時における児童生徒のストレス症状の特徴を踏まえた上で健康観察を行い、心身のサインを見逃さないようにする。
- ・ 心の症状のみならず、腹痛や頭痛、眠れない、食欲不振などの身体症状にも注目する。
- ・ 児童生徒の心身の健康問題を把握する方法としては、直接的な観察、保護者との話し合いによる間接的観察、質問紙を使った調査等が考えられるが、いずれも記録に残すことが大切である。

(2) 危機発生時の健康観察項目

- ・ 児童生徒は、自分の気持ちを自覚していないことや、言葉でうまく表現できないことが多く、心の問題が行動や態度の変化、頭痛・腹痛などの身体症状となって現れることが多いため、きめ細かな観察が必要である。
- ・ 危機発生時にもすぐに健康観察ができるように、日頃から健康観察の項目を検討し、記録用紙を準備しておくことよい。
- ・ 危機発生時に児童生徒に現れやすい心身の反応について、校内研修会等において周知しておく。

危機発生時の健康観察用紙の活用方法

- ① 「日常」の欄には、日頃の様子を思い出して、当てはまる項目に○印を記入する。「危機発生時」の欄には、危機発生後に観察し、当てはまる項目に○印を記入する。
※日常からこの用紙を使用する際は、「日常」の欄が記入済みとなる。
- ② 障害やてんかん等の疾患のある児童生徒は、の欄を特に注意深く観察する。障害に応じて現れやすい症状や変化に注意する。
- ③ 項目以外でも、いつもと違う様子があれば、「その他」に記録する。また、必要な項目があれば、随時追加する。
- ④ 「日常」の欄と「危機発生時」の欄を比較し、○印の数に大きな変化が見られる場合は、特に注意が必要となる。
- ⑤ 結果については、養護教諭に提示する。養護教諭は全体的な傾向や個別の情報について管理職に報告の上、関係教職員で対応を検討する。

参考:平成26年3月文部科学省

「学校における子供の心のケアーサインを見逃さないためにー」

8 教職員のセルフケア

教職員は自分でも気付かないうちにストレスを抱えて「燃えつき症候群」に陥りやすいので、セルフケアを大切にすることが必要。

(1) ストレス反応

《ストレス症状の自己診断》

- | | |
|---|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 周囲から冷遇されていると感じる | <input type="checkbox"/> 向こう見ずな態度をとる |
| <input type="checkbox"/> 自分が偉大なように思えてしまう | <input type="checkbox"/> 休息や睡眠をとれない |
| <input type="checkbox"/> 同僚や上司を信頼できない | <input type="checkbox"/> ケガや病気になりやすい |
| <input type="checkbox"/> ものごとに集中できない | <input type="checkbox"/> 何をしてもおもしろくない |
| <input type="checkbox"/> すぐ腹が立ち、人を責めたくなる | <input type="checkbox"/> 不安がある |
| <input type="checkbox"/> 状況判断や意思決定をよく誤る | <input type="checkbox"/> 頭痛がする |
| <input type="checkbox"/> よく眠れない | <input type="checkbox"/> 酒やタバコが増える |
| <input type="checkbox"/> じっとしていられない | <input type="checkbox"/> 気分が落ち込む |
| <input type="checkbox"/> 問題があると分かりながら考えない | <input type="checkbox"/> 人と付き合いたくない |
| <input type="checkbox"/> いらいらする | <input type="checkbox"/> もの忘れがひどい |
| <input type="checkbox"/> 発疹が出る | |

日本赤十字社「災害時のこころのケア」より

※ 上の症状 6～7 項目以上当てはまる場合には注意が必要

(2) ストレスの処理法

《ストレス処理》

- ・自分の感情を自然で避けられないものだと受け入れる
- ・恐怖や自分でもおかしいと思う感情も人に話す
- ・緊張に備えて、リラックスを心がける
- ・呼吸を遅くして、筋肉の力を抜く
- ・食事をよく取り、酒やタバコを控える
- ・運動をする
- ・自分なりのストレス処理を行う
- ・要求される任務に応えられないときは日常業務をこなす
- ・日々の身の回りに起こる出来事に関与する
- ・新しい任務や自由や独立性を楽しむ
- ・自分の成長を自分でほめる
- ・同僚や家族の気持ちを理解する
- ・思い込みによって判断しないようにする
- ・焦点を絞って考える
- ・複雑な問題は要素ごと分けて考える
- ・ストレスの症状に対して構えをする
- ・ストレスに対する反応は、人それぞれ異なることを知る
- ・周囲の制約を認識し、自分に無理をさせない
- ・自分の好ましい姿を自分自身に言い聞かせる

日本赤十字社「災害時のこころのケア」より

「学校防災マニュアル作成ガイド」について

本マニュアル作成ガイドは、東日本大震災の教訓を生かし、各学校園において、災害発生時に児童生徒等の命を守るために必要な、日常の危機管理（年間計画、動員体制、避難訓練実施計画例等）、発生時の危機管理（初期対応、二次対応、安否確認等、引き渡し、学校待機等）、発生後の危機管理（避難所協力、学校再開に向けた対応等）をあらゆる場面と様々な自然災害を想定してまとめたものです。

各学校では、既に地理的状況、地域の実情を踏まえたマニュアルが作成されていると思います。24年3月に文部科学省で作成された「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」とあわせ、本マニュアル作成ガイドを参考にして、実践的なマニュアルの作成をお願いします。

（PLAN）マニュアルを作成する

- ・教職員の役割等を明確にし、学校園防災体制を確立するために
- ・地域全体で災害に対する意識を高め、体制整備の構築、推進を図るために

（DO）マニュアルについて協議する

- ・教職員で内容を共通理解するために
- ・家庭や地域、自治体等と連携するために

（CHECK）マニュアルを使ってみる

- ・成果や課題を明確にするために
- ・改良・改善を図るために

（ACTION）マニュアルを見直す

- ・学校園環境（教職員・地域）の変化に対応するために
- ・社会情勢の変化に対応するために

このP-D-C-Aサイクルに全教職員が関わることで、実践的なマニュアルに！！

I-3 教職員の動員体制

※例(宮城県教育委員会災害対策基本要領警戒配備の発令基準第9~第12から)
市町村立学校においては、各市町村教育委員会が定める災害対策基本要領等を参照

(1) 警戒配備(0号配備)

配備発令基準	○大雨, 洪水, 高潮等の注意報または, 警報が発表され, 教育長が必要と認めたとき ○宮城県に津波注意報が発表されたとき(津波に対する特別警戒配備編成計画を作成した所属所に限る)				
本部設置	●本部設置なし(情報収集, 連絡活動)				
本部長(学校長等)		防災主任		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
・配備につく ・情報収集を指示する。(気象情報, 警報等)	・必要に応じて対応する。	・配備につき, 情報の収集にあたる。 ・本部長(学校長)との連携	・必要に応じて対応する。	・情報を確認する。 ・通常の活動を行う。	・必要に応じて対応する。

(2) 特別警戒配備(1号配備)

配備発令基準	○宮城県に津波警報「津波」が発表されたとき(津波に対する特別警戒配備編成計画を作成した所属所に限る) ○宮城県内で震度4の地震が観測され被害が発生したとき ○台風により被害が予想され, 教育長が必要と認めたとき ○大雨, 洪水等の警報が発表され, 広範囲にわたる災害が予想または発生し, 教育長が必要と認めたとき				
本部設置	●警戒本部設置(安全確保, 避難誘導, 情報収集, 連絡活動, 応急対策)				
本部長(学校長等)		防災主任		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
・直ちに配備につく。 ・[地震]: 生徒の安全確認, 施設破損状況を確認させる。 ・[津波]: 各種情報を確認し, 待機, 避難を迅速に判断する。 ・[その他災害]: 気象情報等を確認し, 下校を含めた安全対策を検討する。 ・教育委員会への報告	・直ちに学校での配備につく。 ・災害の情報, 状況を確認し, 必要に応じた対応を指示する。(生徒の安全確認, 施設の破損状況の確認, 登校の判断等) ・教育委員会への報告	・直ちに配備につく。 ・待機, 避難を指示する。(放送等) ・情報を収集する。(気象情報, 警報) ・本部会議で確認した内容を教職員に周知徹底する。	・直ちに学校での配備につく。 ・情報収集する。(気象情報, 警報) ・本部会議で確認した内容を教職員に周知徹底する。	・あらかじめ定められた教職員は配備につく。 ・配備職員以外は, 業務の補助をする。	・あらかじめ定められた教職員は学校での配備につく。 ・配備職員以外は, 自宅等で本部(学校)の連絡を待つ。

特別警戒配備 (2号配備)

配備発令基準		<ul style="list-style-type: none"> ○宮城県に津波警報「大津波」が発表されたとき (津波に対する特別警戒配備編成計画を作成した所属所に限る) ○宮城県内で震度5弱または5強の地震が観測されたとき ○台風による広範囲かつ大規模な被害が予想され、教育長が必要と認めたとき ○大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲かつ大規模な災害が予想されるときまたは発生し、教育長が必要と認めたとき 			
本部設置		●警戒本部設置 (安全確保、避難誘導、情報収集、連絡活動、応急対策)			
本部長 (学校長等)		防災主任		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに配備につく。 ・地震: 迅速に避難誘導させる。 ・津波: 各種情報を確認し、迅速に高台に避難させる。 ・その他災害: 気象、交通情報等を確認し、下校を含めた安全対策を検討する。(授業打ち切り、部活動中止等) ・避難者の対応について ・教育委員会への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに学校での配備につく。 ・災害の情報、状況を確認し、必要に応じた対応を指示する。(生徒の安否確認、施設の破損状況の確認、登校の判断等) ・教育委員会への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに配備につく。 ・避難の指示をする。(放送等) ・情報収集する。(気象情報、警報)と教職員への周知徹底 ・全職員の業務を適確に指示し、迅速に対応できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに学校での配備につく。 ・本部長から指示を受けた内容を全教職員に周知する。(生徒の安否確認、登校判断) ・避難してきた地域の方への対応をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ定められた教職員は配備につく。 ・防災主任からの指示を受け、担当業務に当たる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ定められた教職員は学校での配備につく。 ※校長が必要と認めた場合は、全教職員が配備につく。 ・防災主任からの指示を受け、担当業務に当たる。

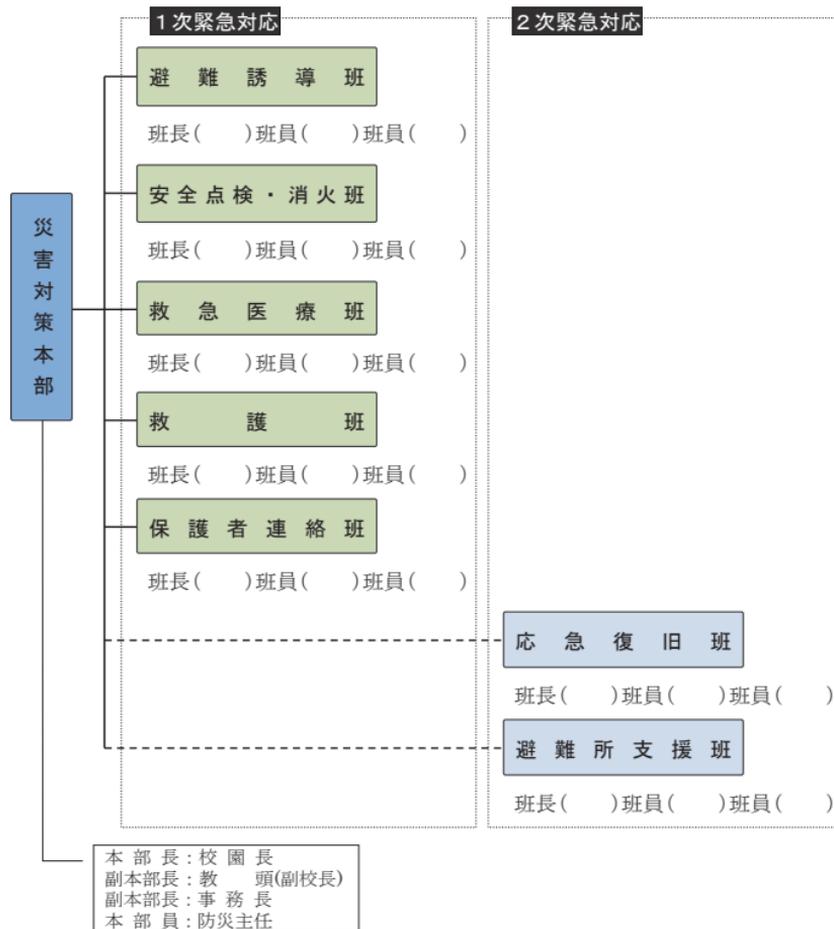
(4) 非常配備 (3号配備)

配備発令基準		<ul style="list-style-type: none"> ○宮城県内で震度5弱以上の地震が観測されたとき ○災害が発生し、または発生するおそれがある場合において教育長が必要と認めたとき 			
本部設置		●災害対策本部設置 (安全確保、避難誘導、情報収集、連絡活動、応急対策)			
本部長 (学校長等)		防災主任		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに配備につく。 ・地震: 迅速に避難誘導させる。 ・津波: 各種情報を確認し、迅速に避難させる。(二次、三次避難場所(高台、校舎屋上含む)) ・その他災害: 気象、交通情報等を確認し、下校を含めた安全対策を検討する。 ・避難者の対応について防災担当課、教育委員会へ報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに学校での配備につく。 ・災害の情報、状況を確認し、必要に応じた対応を指示する。(生徒の安否確認、施設の破損状況の確認、登校の判断、避難所開設等) ・防災担当課、教育委員会へ報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに配備につく。 ・迅速に避難の指示をする。(放送、メガホン等) ・一次避難場所の安全確認をする。 ・本部長の指示で二次、三次避難場所への避難を指示する。 ・情報の収集(気象情報、警報)と教職員への周知徹底する。 ・全職員の業務を適確に指示し、迅速に対応できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに学校での配備につく。 ・本部長から指示を受けた内容を全教職員に周知する。(生徒の安否確認、登校判断) ・本部長の指示を受け、避難所開設準備をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員が直ちに配備につく。 ・防災主任からの指示を受け、担当業務に当たる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員が直ちに学校での配備につく。 ・防災主任からの指示を受け、担当業務に当たる。

I-4 校内外災害本部組織と業務内容

震災の規模や被害状況等を踏まえ、学校園災害対策本部（以下「本部」）を設置し、迅速かつ組織的に災害対応に当たる。

(1) 基本編成図



※本部長 ↔ 防災主任 ↔ 班長 ↔ 班員の連絡体制で迅速に業務にあたる。

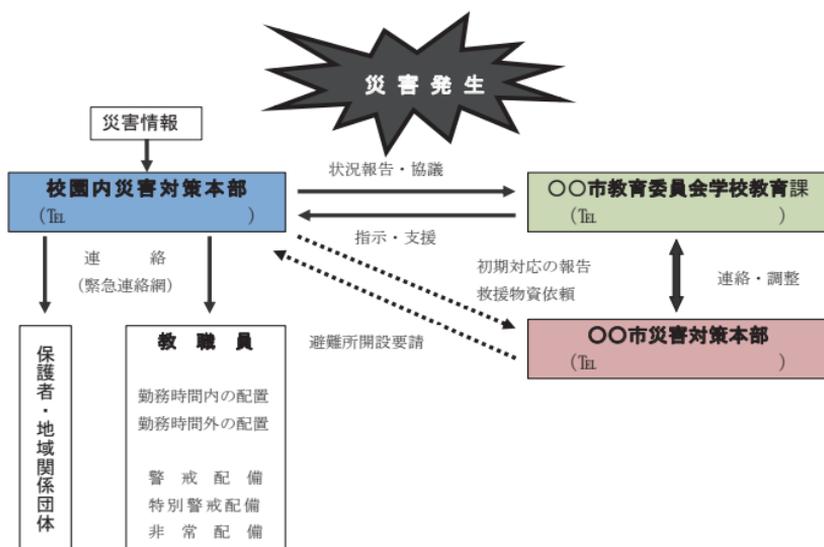
※災害の状況に応じて他班の支援体制を考える。(1次緊急対応を優先にする)

※本部長代理順位 ①教頭(副校長), ②防災主任 ③教務主任(主幹教諭)

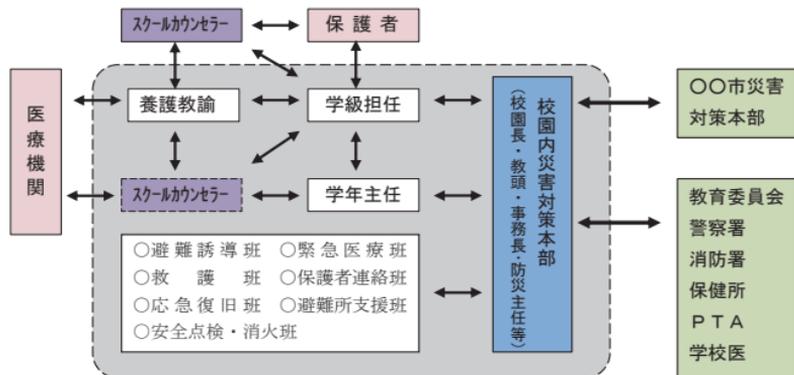
(2) 各班の業務内容

班 名	業 務 内 容	主な必要物品
本 部	<ul style="list-style-type: none"> ○校内放送等による連絡や指示 ○応急(緊急)対応の決定 ○各班との連絡調整 ○教育委員会、市町村災害対策本部、PTA等との連絡調整・報告 ○情報収集(気象、災害、交通情報等) ○非常持ち出し品の搬出 ○報道機関との連絡・対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・拡声器、メガホン ・ホイッスル ・無線機(トランシーバー) ・ラジオ ・懐中電灯 ・乾電池(各種) ・点呼表(学年毎) ・在校児童確認表
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○揺れがおさまった直後の安否確認 ○負傷状況の把握と本部への報告 ○安全な避難経路を確認しての避難誘導 ○行方不明の児童生徒等、教職員を本部に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・拡声器、メガホン ・ホイッスル ・強力ライト
安全点検・消火班	<ul style="list-style-type: none"> ○火災が発生した場合の初期消火 ○被害状況の確認 ○校舎、その他施設の被害程度の調査と本部への報告 ○初期消火の必要がない場合は、避難誘導、救護等の他班を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器 ・防煙マスク ・安全点検表
救急医療班	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急医薬品、担架の持ち出し(AED含む) ○負傷者の応急手当 ○救護所の設営(保健室が使えない状況を想定) ○医療機関への搬送・連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品 ・担架 ・毛布 ・簡易テント、シート
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者の救出、救命 ○負傷者、危険箇所等の通報 ○「心のケア」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・担架 ・毛布 ・バール、スコップ等
保護者連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ○一斉メール配信、電話連絡網での対応 ○地域防災無線、地域コミュニティを活用しての連絡 ○引き渡し対応の事前の取り決め ○引き渡し場所の指定 ○児童生徒等の引き渡し作業(カード利用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・在校園児童生徒等確認表 ・引き渡しカード
応急復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握 ○ライフライン被害状況の把握と本部への報告 ○危険箇所の応急処置 ○「立入禁止」「使用禁止」等の表示 	<ul style="list-style-type: none"> ・トラロープ ・各種表示 ・各種工具
避難所支援班	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村防災担当課と連携しての支援(指定避難所の場合) ○(指定は受けていないが要請を受けた場合) ○避難所開設がない場合は、避難誘導、救護等の他班を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資については市町村災害担当課で準備する。 ・放送機材、カラーコーン、各種表示、腕章、ベスト

I-5 情報連絡体制図



学校園組織（校園内災害対策本部）



※スクールカウンセラーは、3.11 東日本大震災後、被災した学校に緊急配置されたことから校内組織の一員として考えることもできる。

II-1 大地震後、津波被害が想定される場合の対応と避難誘導

(1) 在園時の発生

★教職員の行動

★児童生徒等への対応

宮城県沖を震源とし、県内各地で震度6弱以上の地震を想定した場合

発
地
生
震

平成23年東北地方太平洋沖地震から <仙台市宮城野区五輪の状況>
 ・体感できる初期微動(P波)から小刻みな揺れが十数秒程度続き、その後、震度4以上最大震度6弱の揺れが断続的に3分弱続いた。揺れが収まりきらないうちに大きな余震が発生。
 ・緊急地震速報と同時に揺れが強まっていった。(報知からS波到達まで約1.5秒)。

※教秒後に停電し、校内放送ができない状況

教職員

★指定職員(複数)は、ハンドマイク、メガホン等で避難行動を指示する。

(例)地震です。教室にいる人は、すぐに机の下にもぐりなさい。机の脚をしっかり持ちなさい。教室以外にいる人は、落下物に注意しなさい。

★休み時間等で、児童生徒等から離れている場合は、揺れがおさまった後、直ちに児童生徒等がいる場所に移動し、指導する。

★火気を使用中であれば、揺れがおさまってからあわてずに火の始末をする。

★落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るようにさせる。

★壁や窓から離れ、壁、窓に背を向けられないようさせる。

★頭部を保護するため、机の下にもぐらせ、机の脚をしっかり持たせる。

★安心させるような声を掛け続ける。

★指定職員(安全点検・消火班)は、揺れがおさまりしだい、出入口の開放、負傷者の確認、火災が発生した場合は初期消火を行う。

★指定職員(避難誘導班)は、避難経路の安全確認をする。

★指定職員(安全点検・消火班)は、ガスの元栓の閉鎖、火の元の確認をする。

★指定職員は、化学薬品や石油類の危険物の状態を確認する。

★指定職員(救急医療班)は、手当の必要な負傷者に応急手当を行う。

児童生徒等

○「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ避難する

【教室】机の下にもぐり、落下物等から身を守る。

【廊下】壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等からの落下物から身を守る。

【体育館】安全な場所に移動し、天板、天井灯の落下に注意する。

【校庭】落下物、倒壊の危険性のあるものから離れ、中央部分に避難する。

本部長(校園長)

情報収集とともに安全な場所に避難の指示をする。

★沿岸部では、津波被害を想定した避難場所への誘導を判断する。

★悪天候(強風雨、低温等)や、地割れ、土砂崩れ、液状化現象などで、避難場所や避難経路が危険な場合は、最も安全な場所を決定する。

(例)地震はおさまりましたが、津波が来る心配があります。(大津波警報が発表されました。)先生の指示に従って、慌てず避難しなさい。

★指定職員(本部)は、ラジオ、携帯テレビ(ワンセグ)、インターネット、防災無線等により、震源地、震度、津波等に関する情報を収集する。

★津波到達予想時刻、予想される津波の高さを確認する。

※幼稚園等は平屋の建物が多いため、事前に、近くの学校や民間事業所等と第○次避難場所として、園児の受け入れを依頼しておく。

★避難時間が確保できる場合、校地外の高台等(第○避難場所)へ避難させる。

★避難時間がない場合は、校舎屋上等(第○避難場所)へ避難させる。

安
全
確
保
・
安
全
点
検

避
難
報
の
指
示
集

VI

資料

避難誘導

教職員

- ★逃げ遅れることがないように避難前に人員を確認する。
- ★落下物、足下に注意し、頭部を保護するように指示する。
- ★自力で避難できない児童生徒は、指定職員が介助して避難させる。
- ★児童生徒の不安を緩和するように落ち着いて声掛けをする。
- ☆指定職員(本部)は、非常持出袋を搬出して避難する。
- ☆指定職員(本部)は、ラジオ、防災行政無線等により、最新の情報収集に努める。
- ★第一避難場所が危険と判断した(二次災害が予想される)場合は、あらかじめ定めた、より安全な避難場所に誘導する。
(第二避難場所：) 第三避難場所：)
- ☆保護者、地域住民が避難してきた場合は、一緒に避難する。

児童生徒等

- 教職員の指示に従い、迅速に行動する。
- 児童生徒等同士が、協力しながら避難する。

安否確認

教職員

- ★指定職員(本部)の指示で、クラス毎に整列させる。
- ☆名簿によりクラス毎の人数と負傷者の人数を確認し、本部に報告する。
[担任]→[学年主任]→[教頭(副校長)]→[本部長(校園長)]
- ☆指定職員(避難誘導班)は、安否確認ができない児童生徒等の捜索を行う。
- ★指定職員(救急医療班)は、負傷者の確認とけが人に対して応急手当を行う。
- ☆指定職員(救急医療班)は、必要に応じて医療機関との連携を図る。

災害本部設置

- ☆本部長、教頭(副校長)、防災主任の指示により、各業務に当たる。

避難場所での待機

本部長(校園長)・教職員

- ★避難解除、津波警報等が解除されるまで待機させる。
- ★避難場所での待機は、長時間になることを意識させ、児童生徒等の体調管理、心理面のサポートにあたる。(避難場所が屋内の場合と屋外の場合を想定)
- ☆必要に応じて避難住民の対応に当たる。
- ☆本部長の指示に従って、各業務に当たる。

児童生徒等

- 児童生徒等同士、励まし、助け合う。

事後の対応措置

教職員

- ☆指定職員(本部)は、児童生徒等・教職員の被害状況や施設の状態等を市町村教育委員会に報告し、必要に応じて支援要請を行う。
- ☆災害の状況、今後の対応について保護者に知らせる。(引き渡しを含め)
- ★欠席児童生徒等の安否を確認する。
- ☆指定職員(本部)は、学校の施設・設備の点検、必要に応じて通学路の安全点検を行う。

※市町村で指定する避難所等については、専ら避難生活を送る避難所と緊急に避難する避難場所があるので、相違に留意すること。

(2) 登下校圏時の発生

★教職員の行動

★児童生徒等への対応

発地
生震

児童生徒等の安全確保を最優先とする。

※停電、断水、公共交通機関がストップ、信号機も作動しない状況等

教職員

★学校にいる児童生徒等の安全確保・点検等は、在校圏時の対応を基本とする。

★指定職員は、震源地、震度、津波等に関する最新の情報収集に努める。

★安全な場所に避難させる。(出勤途中、帰宅途中も含め)

★状況によって登下校圏途中の児童生徒等の保護、安全な場所への誘導を行う。

児童生徒等

○建物からの落下物、ブロック塀の倒壊等を逃れるために、頭部を保護し、安全な場所で姿勢を低くする。「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所

○危険な場所から速やかに遠ざかるようにする。(かけ崩れが起きそうな場所や川岸、橋の上やガス漏れ箇所など)

※津波被害が心配される沿岸部では、強い揺れ、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたり、防災行政無線等で津波に関する情報があった場合は、自らの判断で安全な場所に避難する。(避難確認カードの場所等)

安全確保・情報収集

避難・誘導

教職員

★学校園にいる児童生徒等の避難、在校時の対応を基本とする。

★安否確認、状況によって登下校圏途中の児童生徒等の保護活動を行う。

児童生徒等

○津波被害が心配される沿岸部では、あらかじめ定めている安全な場所へ急いで避難する。(高台、ビル等)

○最初の場所が危険と判断したらより安全な場所に移動し、津波警報等が解除されるなど津波の心配がなくなるまで戻らない。

○児童生徒等同士が協力しながら避難する。

災害
本部
設置

本部長(校長)・教職員

★本部長、教頭(副校長)、防災主任の指示により、各業務に当たる。

★必要に応じて避難住民の対応に当たる。

確認
可否

教職員

★学校園に避難した児童生徒等の安否確認は、在校圏時の対応を基本とする。

★避難解除、津波警報等が解除されるまで待機する。

★電話、配信メール、災害用伝言ダイヤル、家庭訪問、避難所巡回等で所在、安否を確認する。(避難確認カードを参考にする。)

★避難解除、津波警報等が解除された後、施設、通学園路等の被害状況を確認し、本部に報告する。

被害
状況
の確認

教職員

★指定職員(本部)は、児童生徒等・教職員の被害状況や施設の状態等を市町村教育委員会に連絡し、必要に応じて支援要請を行う。

★災害の状況、今後の対応について、保護者に知らせる。(引き渡しを含め)

★指定職員(本部)は、学校園の施設・設備の点検、必要に応じて通学園路の安全点検を行う。

事後の
対応
措置

(3) 校園外活動時の発生(学年行事中の発生) ☆教職員の行動 ★児童生徒等への対応
 児童生徒等の安全確保を最優先とする。

発地
生震

安全確保・情報収集

教職員

- ★落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守るようにさせる。(指定職員)
- ☆指定職員は、震源地、震度、津波等に関する最新の情報収集に努める。
- ★班別行動(学習)中に地震が発生した場合は、指定職員が安否の確認と、状況によって保護活動を行う。
- ※津波被害が心配される沿岸部では、ラジオや防災行政無線、携帯電話(ワンセグ)などで最新の情報収集に努める。
- ※強い揺れや長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は津波警報などの発表を待たず、すぐに避難する。情報は避難先で確認

児童生徒等

- 「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ避難する。
- 教職員の指示をよく聞き、慌てないで行動する。
- 頭部を保護し、安全な場所で姿勢を低くする。
- 交通機関(公共交通機関も含む)を利用している場合は、乗務員の指示、放送等による指示、誘導に従うようにする。

避難・誘導

教職員

- ★安全な場所への避難を判断し、児童生徒等の避難を誘導する。
- ☆避難後、状況を学校園に連絡する。(携帯電話、メール等)

児童生徒等

- 教職員の指示に従い、迅速行動する。
- 教職員が近くにいない場合は、安全な場所に急いで避難する。(津波被害が想定される場所では高台、頑丈な高い建物等に避難する。)
- 最初の場所が危険と判断したら、より安全な場所に移動し、津波警報等が解除されるなど津波の心配がなくなるまで戻らない。

確認

教職員

- ☆避難解除、津波警報等が解除されるまで待機する。
- ★各種連絡方法、避難場所を回り、所在、安否を確認する。(関係機関との連携)

部設置
災害本

- ☆本部長、教頭(副校長)、防災主任の指示により、各業務に当たる。

事後の
対応措置

教職員

- ☆指定職員は、被害の状況、児童生徒等、教職員の安否状況等を学校に連絡し、必要に応じて支援要請を行う。
- ☆指定職員は災害の状況、今後の対応について、保護者に知らせる。

(4) 学校施設等活用事業時の発生 (放課後子ども教室、放課後児童クラブ等)

☆事業運営者の行動 ☆児童への対応

発地震**児童の安全確保を最優先とする。**

※数秒後に停電し、校内放送ができない状況

教職員(公的施設・社会福祉施設等を活用の場合は、市町村職員)と連携して対応する。

事業運営者

★指定職員は、ハンドマイク、メガホン等で避難行動をさせる。

【(例)地震です。教室にいる人は、すぐに机の下にもぐりない。机の脚をしっかりと持ちなさい。教室以外にいる人は、落下物に注意しなさい。】

★落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るようにさせる。

★壁や窓から離れ、壁、窓を背にしないようにさせる。

★頭部を保護させる、机の下にもぐらせ、机の脚をしっかりと持たせる。

★安心させるような声をかけ続ける。

★揺れが収まりました、出入り口の開放、負傷者の確認、火災が発生した場合は初期消火を行う。

児童

○「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所を探す

【教室】机の下にもぐり、落下物等から身を守る。

【廊下】壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等からの落下物から身を守る。

【体育館】安全場所に移動し姿勢を低くする。天板、天井灯の落下に注意する。

【校庭】落下物、倒壊の危険性のあるものから離れ、中央部分に避難する。

安全確保・安全点検**情報収集・避難の指示****事業運営者**

★情報収集とともに安全な場所に避難の指示をする。

【(例)地震はおさまりましたが、津波が来る心配があります。(大津波警報が発表されました。)先生の指示に従って、慌てず避難しなさい。】

★指定職員は、ラジオ、携帯テレビ(ワンセグ)、インターネット、防災行政無線等により、震源地、震度、津波等に関する最新の情報収集に努める。

★沿岸部では、津波被害を想定した避難場所への誘導を判断する。

★津波到達予想時刻、予想される津波の高さを確認する。

★悪天候(強風雨、低温等)や、地割れ、土砂崩れ、液状化現象などで、避難場所や避難経路が危険な場合は、最も安全な避難場所を決定する。

★避難時間が確保できる場合、校地外の高台等(第○避難場所)へ避難させる。

★避難時間がない場合は、校舎屋上等(第○避難場所)へ避難させる。

事業運営者

★落下物、足下に注意し、頭部を保護するように指示する。

★自力で避難できない児童生徒は、指定職員が介助して避難させる。

★児童の不安を緩和するように落ち着いて声掛けをする。

★指定職員は、非常持出袋を搬出して避難する。

★指定職員は、ラジオ、地域防災無線等により、常に情報収集する。

★第一避難場所が危険と判断した場合は、より安全な避難場所に誘導する。

★教職員と連携を図り、安全に素早く誘導する。

児童

○事業運営者の指示に従い、迅速に行動する。

○児童同士が協力しながら避難する。

避難誘導

安否確認

事業運営者

- ★当日の参加名簿で、人数と負傷者を確認する。
- ★指定職員は、安否確認ができない児童の捜索を行う。
- ★指定職員は、負傷者の確認とけが人に対して応急手当を行う。
- ★指定職員は、必要に応じて医療機関との連携を図る。

災害本部設置

災害対策本部を設置する。**事業運営者**

- ☆本部長(責任者)の指示により、各業務に当たる。
- ★児童の安否確認を最優先にする。
- ☆指定職員は、震源地、震度、津波等に関する情報を収集する。

避難の難待場機所

事業運営者

- ★避難解除、津波警報等が解除されるまで待機させる。
- ★避難場所での待機は、長時間になることを意識させ、児童の体調管理、心理面のサポートにあたる。(避難場所が屋内の場合と屋外の場合)
- ☆本部の指示に従って、各業務に当たる。

児童

- 児童同士、励まし、助け合う。

事後の対応措置

事業運営者

- ☆指定職員は、児童・教職員の被害状況や施設の状態等を学校、市町村教育委員会に連絡し、必要に応じて支援要請を行う。
- ☆災害の状況、今後の対応について、保護者に知らせる。(引き渡しを含め)

(5) 在宅時の発生(休日・夜間等)

☆教職員の行動

★児童生徒等への対応

発地
生震

管理職はもとより、教職員は宮城県教育委員会災害対策基本要領警戒配備の発令基準、各市町村教育委員会災害対策配備基準等に基づいて、配備につく。

災害本部設置

本部長(校園長)・教職員

☆本部長、教頭(副校長)、防災主任の指示により、各業務に当たる。

※自らが被災し、家族、家屋が被災するなどの状況では、配備に時間がかかることがある。(自らの安全を確保した上で校務にあたる)

※津波警報等が発表中は、学校園を含め避難区域には立ち入らない。

安否確認

教職員

☆避難解除、津波警報等が解除されるまで待機する。

★各種連絡方法(電話、配信メール、災害用伝言ダイヤル等)、家庭訪問、避難場所等を回り、児童生徒等及び家族、教職員の所在、安否を確認する。

☆関係機関、地域と連携する。

児童生徒等

○安全を確保した上で、できるだけ早く学校に連絡する。(安否、所在、家族の被災状況、けが状況等)

被害状況の確認

教職員

☆避難解除、津波警報等が解除された後、施設、通学園路等の被害状況を確認し、本部に報告する。

事後の対応措置

本部長(校園長)

☆必要に応じて、児童生徒等全員の安否確認を指示する。

☆対応措置について、所管教育委員会に報告する。(協議する)

教職員

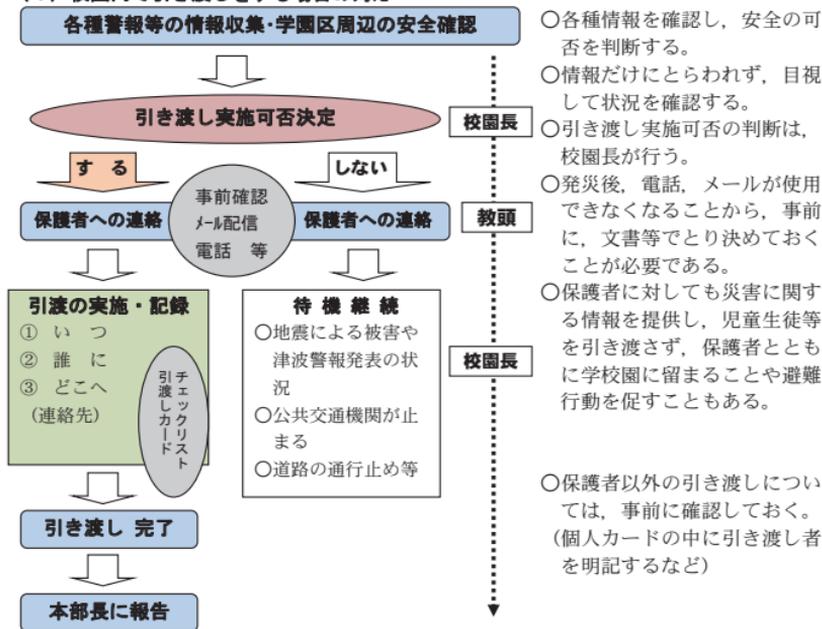
☆指定職員(本部)は、児童生徒等・教職員の被害状況や施設の状態等を市町村教育委員会に連絡し、必要に応じて支援要請を行う。

☆災害の状況、今後の対応について、保護者に知らせる。

☆津波警報等が解除された後、指定職員(本部)は、学校園の施設・設備の点検、必要に応じて通学園路の安全点検を行う。

II-3 保護者への引き渡し(地震・津波を想定)

(1) 校園内で引き渡しをする場合の対応



※引き渡しの判断基準

上のフロー図はあくまでも対応の一例であり、学校園周辺の交通事情、地域・地形を考慮し、予想される被害状況等を十分検討して、引き渡しの判断基準を設定することが必要である。

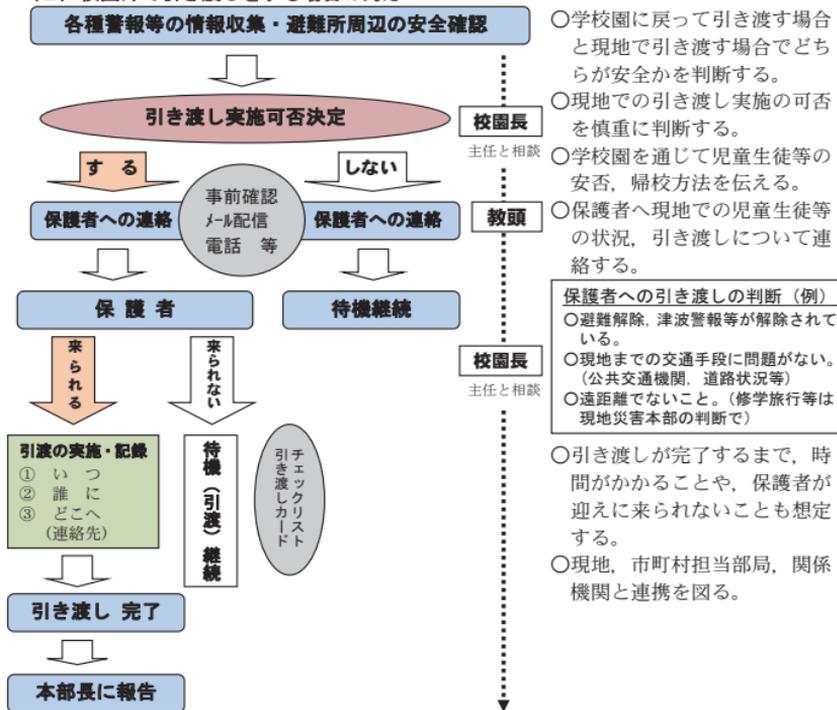
引き渡しのルール(例)

学校園を含む地域の震度	震度5弱以上	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者が来るまで学校園に待機させる。 ○時間がかかっても保護者が来るまでは、児童生徒等を学校園で保護しておく。
	震度4以下	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として下校・降園させる。 ○事前に保護者から届けがあったり、連絡があったりした場合は、学校園で待機させ、保護者への引き渡しを待つ。

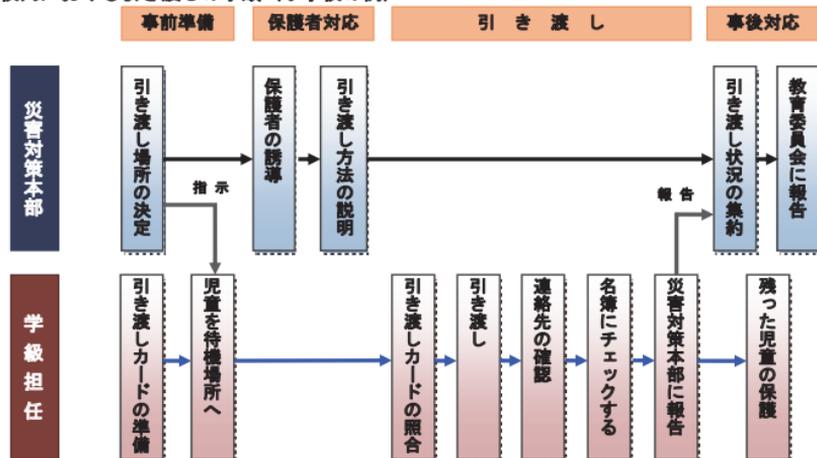
津波浸水地域での引き渡しの可否(例)

津波に関する警報・注意報	大津波警報 津波警報	保護者への引き渡しをしない 警報が解除され、安全が確保された後に引き渡す。
	津波注意報	津波の到達予想時間等を考慮して引き渡しを判断する

(2) 校園外で引き渡しをする場合の対応

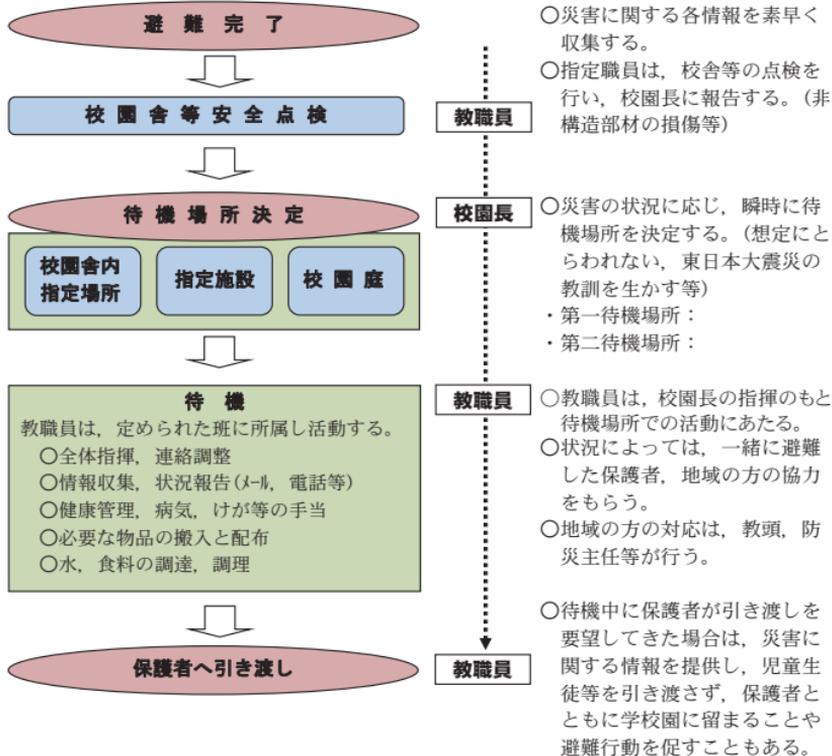


校内における引き渡しの手順 (小学校の例)



Ⅱ-4 待機(宿泊) ※帰宅困難者対応含む

(1) 校区内(避難場所)で待機させる場合の対応

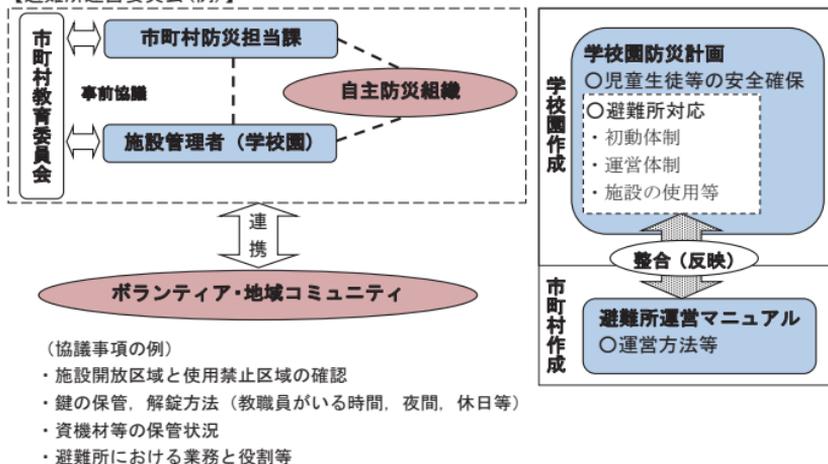


Ⅱ-6 避難所の設置・運営にかかる協力（学校園が避難所となる際の対応）

（1）運営協力体制等について

- ① 市町村防災担当課、関係する自主防災組織等と避難者の受け入れや避難場所・避難所の運営方法について、定期的な協議、運営マニュアルの内容の検討、訓練等を通じて、共通理解を図る。（必要に応じて市町村教育委員会が加わる）〔学校施設管理者（校園長）、教頭、防災主任、避難所支援班長〕

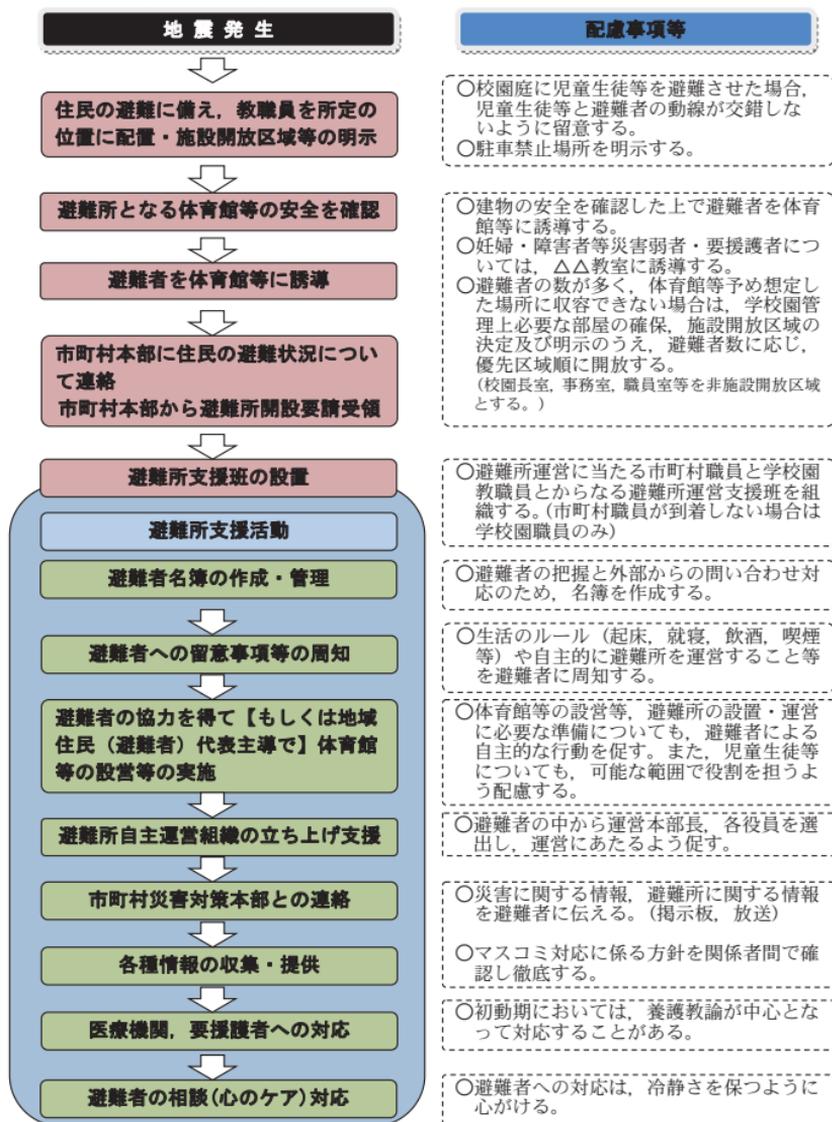
【避難所運営委員会（例）】



- ② 学校園施設が、避難所、避難場所に指定される際は、市町村防災担当課と施設の使用条件や運営方法等に関する協定書等を取り交わしておくことが大切である。
- ③ 避難所対応に教職員が混乱し、児童生徒等の安全確保に支障を来すことがないよう、学校園防災計画上の避難所にかかる対応方針等については、あらかじめ各市町村が作成する「避難所運営に関するマニュアル」等との整合性を十分に図ることが必要である。
- ④ 児童生徒等が避難所運営上の一部の作業等に携わるようにすることは、将来の地域防災の一翼を担う人材育成を行う観点からも、また、避難者が積極的に避難所運営に携わる意識を高める上でも効果があるため、可能な範囲で役割を担いよう配慮することが適当である。

(2) 学校園の避難所設置・運営にかかる協力（発災初期段階の例）

※学校園に教職員等がいる時間帯において地震が発生し、市町村からの避難所開設要請の前に住民が避難してきた場合を想定

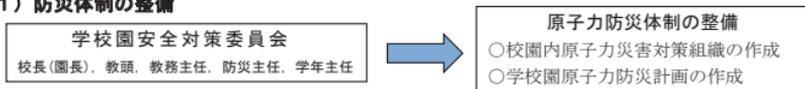


※1 上記の他、学校園に教職員等がない時間帯に災害が発生した場合の対応についても市町村、地域住民と協議の上、予め調整しておく必要がある。

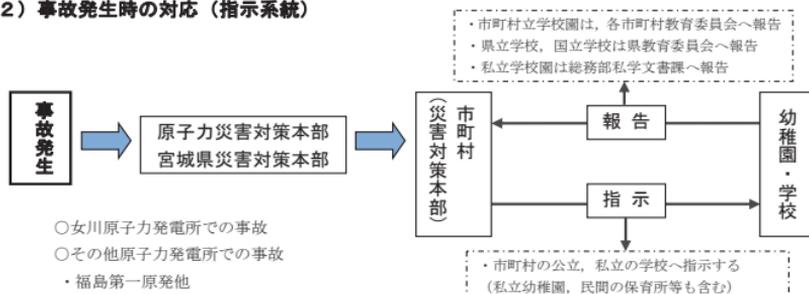
※2 上記に示した内容の詳細については、予め市町村が作成する避難所運営マニュアル等に定め、地域住民等に事前に理解を得る必要がある。

Ⅲ-1 学校園における原子力災害時の対応

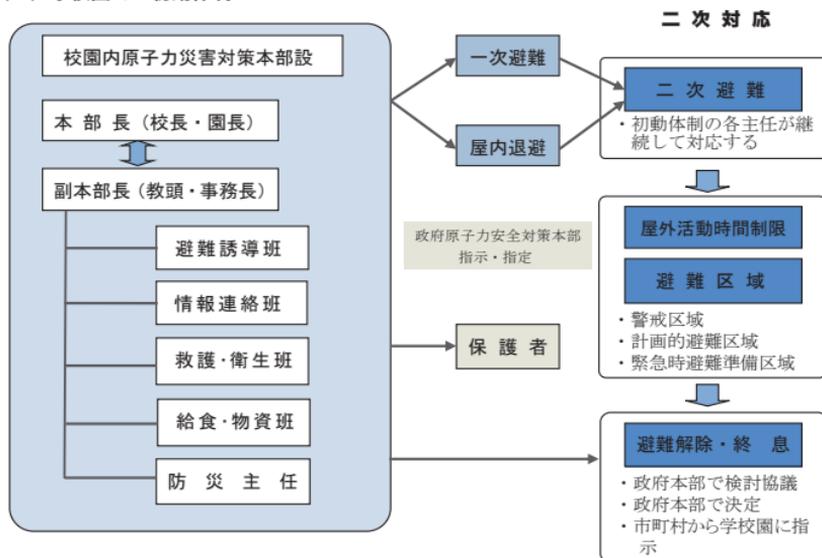
(1) 防災体制の整備



(2) 事故発生時の対応 (指示系統)

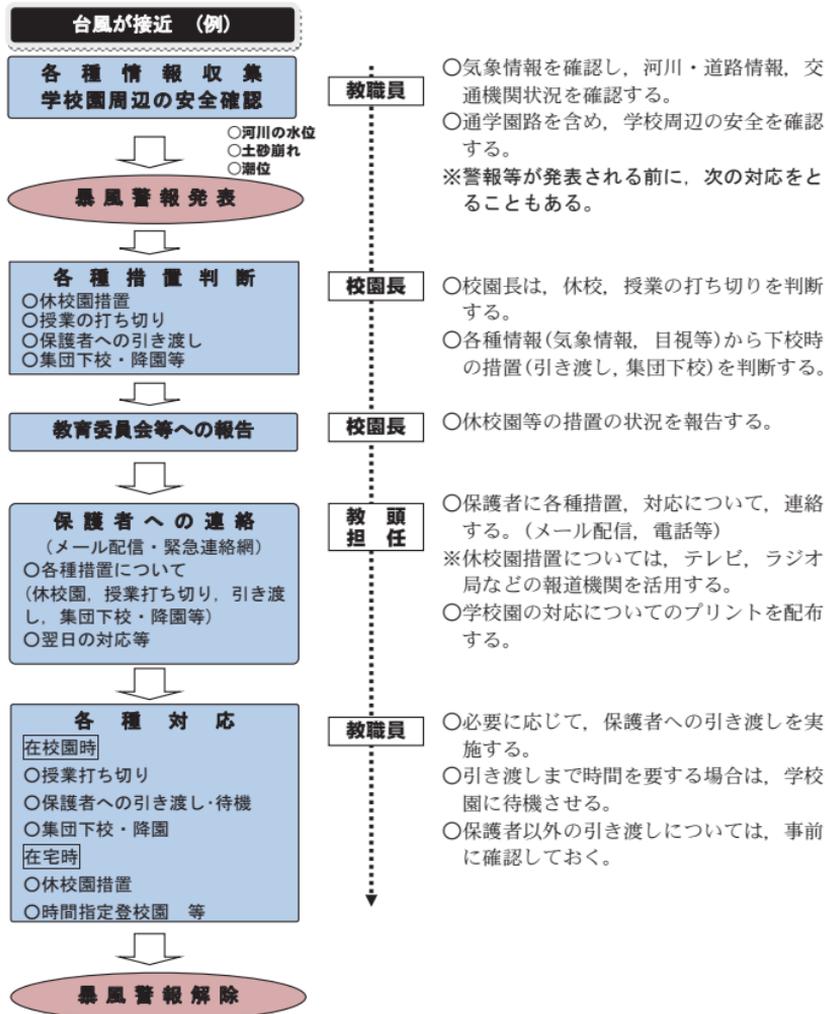


(3) 学校園での初動体制

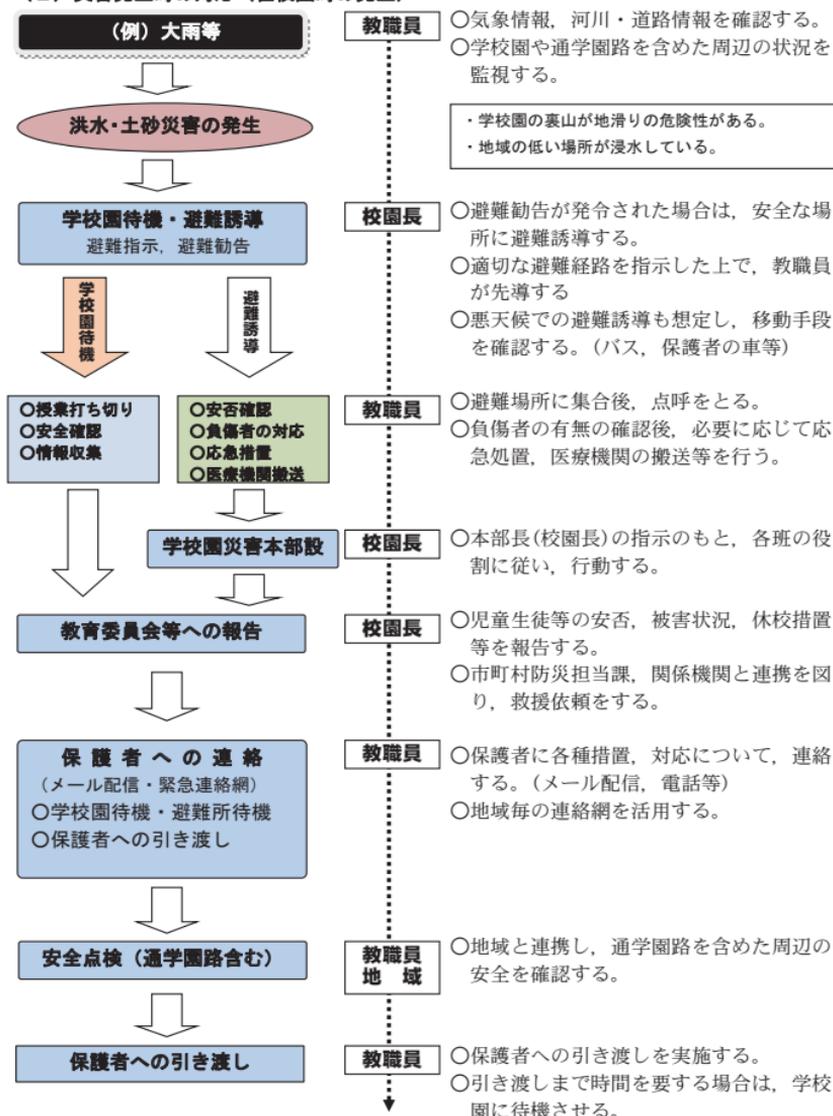


III-2 風水害が想定される場合の対応(暴風,大雨,洪水,大雪警報などが発表)

(1) 暴風警報発表時の対応(災害発生前)



(2) 災害発生時の対応 (在校園時の発生)



Ⅲ-3 突風・竜巻が想定される場合の対応

(1) 雷・竜巻注意情報等発表時及び発生時・発生後の対応(災害発生前～発生時～発生後)

竜巻注意情報発表時

各種情報収集
発達した積乱雲に注意

「竜巻」が間近に迫ったら

学校にいるとき

○教室にいる場合

- ・窓を閉め(鍵をかける)、カーテンを閉める。
- ・出入り口のドアを閉める。
- ・窓から離れる。【大きなガラス窓の下や周囲は危険】
- ・帽子をかぶったり、机の下に入ったりますなど、身を小さくして頭を守る。

○教室以外の校舎にいる場合

- ※特別教室は教室と同じ対応
- ・壁の近くなど、物陰に入って身を小さくする。

○屋外にいる場合

- ・校舎など丈夫な建物に避難する。【物置やプレハブの中は危険】

登下校中のとき

急変が予想される場合は、登下校を控える。

(万が一登下校時に遭遇した場合)

- ・近くの丈夫な建物に避難する。
 - ・建物に避難できない場合は、くぼみなどに身をふせる。
- 【電柱や太い樹木も倒壊する危険があるので、近寄らない】

「竜巻」が過ぎたら

教職員

校長
防災主任

教職員

教職員

校長
防災主任

○気象情報を確認し、空の様子をみて発達した積乱雲が近づいているか確認する。

- ※「発達した積乱雲が近づくと兆し」
- ・真っ黒い雲が近づき周囲が急に暗くなる
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- ・大粒の雨や「ひょう」が降り出す

○校長は、校内放送等で緊急事態を全職員及び児童生徒等に知らせる。

○児童生徒等に指示をして、安全な場所を確保し、安全な態勢を取らせる。

※廊下等にいる場合は、窓から離れた場所に身を隠すように指示する。

○児童生徒等を素早く校舎内へ誘導し、安全確保に努める。

- 児童生徒等に竜巻が発生したときの対応の仕方について、事前に確認しておく。
- 自宅における対応の仕方についても事前に確認しておく。

◇雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりした場合は、屋外での活動は中止し、建物等の安全な場所に避難する。

◇安全第一、しばらく避難が原則である。

※気象情報をこまめに確認するとともに、空の様子に注意する。

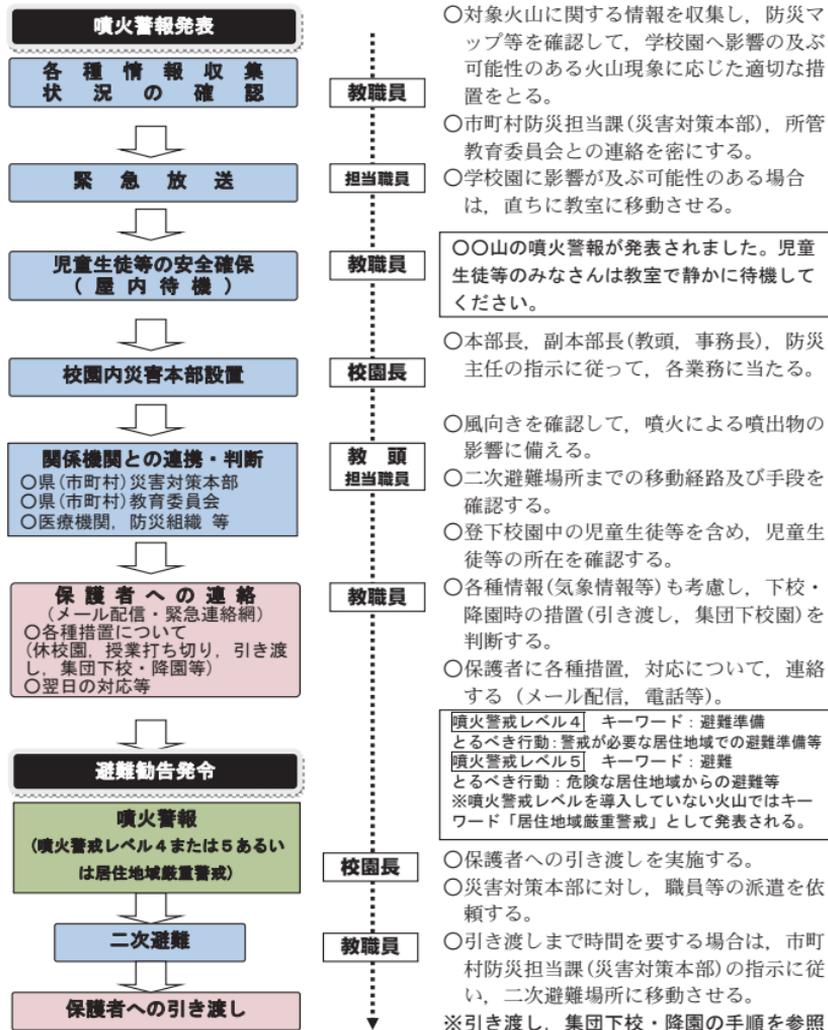
○児童生徒等の状況(けが等)を確認するとともに、校舎の状況について確認する。

Ⅲ-4 火山災害が想定される場合の対応

(1) 平常時の対応

- 噴火警報等火山活動に関する情報を迅速かつ正確に把握できる体制を整えておく。
- 防災マップ等を参考に学校に影響を及ぼす可能性のある火山現象を把握しておく。
- 火山現象に応じた避難場所や避難経路を確認しておく。
- 異常な現象を発見した場合には、市町村あるいは気象台等へ連絡する。

(2) 火山活動活発時(噴火前)の対応



(3) 噴火発生時の対応 (在校園時の発生)

- ヘルメットを着用する等身の安全を確保し、直ちに教室に移動させる。
- 情報を収集し、火山活動の状況を迅速かつ正確に把握する。
- 市町村防災担当課(災害対策本部)等の指示に従い、適切な対応をとる。
- 新たに避難勧告が発令された場合には、二次避難場所へ移動するなど迅速な応急対策をとる。
- 前兆現象がなく噴火が発生した場合には、前項の対応を至急実施する。

(4) 噴火警報, 噴火予報について

宮城県内の活火山(栗駒山, 鳴子, 蔵王山)は噴火警戒レベル未導入火山である。噴火警戒レベル未導入火山における噴火警報, 噴火予報は次の表のとおり。

名称	対象範囲を付した警報の呼び方	対象範囲	警戒事項等(キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報(居住地域)  (略称) 噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓及びそれより火口側の範囲において厳重に警戒 (居住地域厳重警戒)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生。あるいは切迫している状態にある。 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。(可能性が高まってきている)。
	噴火警報(火口周辺)  (略称) 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から居住地域又は山麓の近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒 (入山危険) 火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 (火口周辺危険)	火口から居住地域又は山麓の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生。あるいは発生すると予想される。 火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生。あるいは発生すると予想される。
噴火予報	—	火口内等	平常	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

※気象庁HPから

(4) 緊急地震速報について

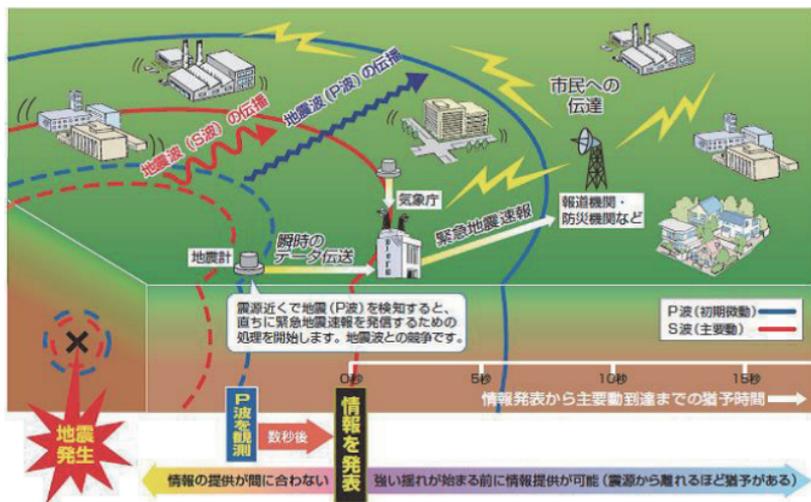
緊急地震速報とは、地震発生直後に地震の震源に近い観測点でとらえた地震波形から震源、地震の規模（マグニチュード）、震度を解析し、地震による強い揺れが迫っていることを伝える地震情報です。

地震の揺れは震源から波紋のように波（地震波）として伝わっていきます。この地震には、主に2種類あり、最初に秒速約7kmで伝播するP波（初期微動）、続いて秒速約4kmで伝播し、強い揺れをもたらすS波（主要動）が伝わってきます。

緊急地震速報は、日本全国に配置された地震計（気象庁の約200箇所、独立行政法人防災科学技術研究所の約800箇所）の中で、地震の震源に近い地震観測点で得られたP波を分析し、秒単位という短時間に震源、地震の規模および各地の震度を測定し、被害を及ぼすおそれがある主要動が到達する前にお知らせする地震情報です。

緊急地震速報（警報）は、検知した地震波の解析により震度5弱以上の強い揺れが推定された場合に発表し、その内容は震度4以上の揺れが推定された地域名です。発表はテレビ・ラジオを通じて行いますが、このほか電話回線、衛星通信等の様々な伝達手段を利用して行います。緊急地震速報は活用して主要動が到達する前に身の安全を図り、あるいは企業の事業継続等のための適切な対策をとることができれば、地震被害の大幅な防止・軽減が期待されます。

ただし、緊急地震速報には、①震源に近い地域では、緊急地震速報が強い揺れに間に合わない、②予測する震度は±1段階程度の誤差を含んでいる、③警報を速いタイミングで発表できない場合があるなどの限界があります。緊急地震速報を有効に利用するためには、情報の有効性や限界などを理解しておくと同時に、日頃から短時間に退避行動が行うことができるように訓練をしておく必要があります。



(気象庁ホームページ資料から)

主な参考文献

【文部科学省】

- ・ 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育
- ・ 学校防災マニュアル作成の手引き
- ・ 子どもの心のケアのために –災害や事件・事故発生時を中心に–
- ・ 学校における子供の心のケア –サインを見逃さないために–

【宮城県】

- ・ 宮城県地域防災計画（H29. 2）
- ・ 宮城県津波対策ガイドライン（H29.10 改定）

【宮城県教育委員会】

- ・ みやぎ防災教育基本指針（H21. 2）
- ・ みやぎ学校安全基本指針（H24.10）
- ・ 宮城県教育委員会災害対策マニュアル（H27. 4 改定）
- ・ 学校防災マニュアル作成ガイド（H24.10）
- ・ 災害後における子どもの心のケアのために（H25. 2）
- ・ みやぎ防災教育副読本『未来への絆』小学校 5. 6 年（H27. 3）
- ・ 障害のある子どもたちに寄り添う支援に向けて
～東日本大震災における教育現場での事例から～（H24. 2）

【その他】

- ・ EARTHハンドブック（兵庫県教育委員会）
- ・ 大規模災害時における教育活動の再開に向けた学校の対応
について（徳島県教育委員会）
- ・ 災害時のこころのケア（日本赤十字社）
- ・ 応急手当の基礎（横浜市消防局）